

《改正の趣旨》

令和2年1月1日から同年3月31日までの3か月間、市長の給料を15%、副市長の給料を10%、教育長の給料を5%、それぞれ減額する規定を追加するもの。

小松島市長、副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考																
<p>第2条 市長、副市長及び教育長の給料は、別表の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>22 平成28年4月1日から平成29年2月2日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>第2条 市長、副市長及び教育長の給料は、別表の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>22 平成28年4月1日から平成29年2月2日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>23 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>24 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間における副市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>25 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間における教育長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p></p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>																
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 1252 1030 1444"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>880,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>703,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>661,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	880,000円	副市長	703,000円	教育長	661,000円	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1064 1252 1859 1444"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>880,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>703,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>661,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	880,000円	副市長	703,000円	教育長	661,000円	
区分	給料月額																	
市長	880,000円																	
副市長	703,000円																	
教育長	661,000円																	
区分	給料月額																	
市長	880,000円																	
副市長	703,000円																	
教育長	661,000円																	